

東日本大震災における
板橋区への対応状況
平成23年総括



平成24年2月

板橋区

目 次

第一章	総括の目的	1
第二章	東日本大震災の被害と対応状況	2
第1節	東日本大震災による被害等	2
第1	地震の概要	2
第2	被害状況等	3
第3	被災者及び被災地支援の状況	6
第2節	板橋区の被害と対応状況	11
第1	板橋区の被害状況	11
第2	災害対策本部等運営	12
第3	安全確保対策	12
第4	東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針	14
第5	被災地支援	15
第6	被災者支援	17
第7	大船渡市に対する支援	18
第8	放射性物質汚染	24
第9	電力危機	27
第三章	板橋区における防災施策	37
第1節	重点防災施策の取り組み状況	37
第1	地域防災計画の改定	37
第2	BCP(業務継続計画)の作成	37
第3	初動対応力の充実強化	38
第4	防災訓練の充実	42
第5	災害時要援護者支援の基盤整備	45
第6	帰宅困難者支援の基盤整備	47
第2節	平成24年度「防災関連事業」	51
第1	平成24年度「防災関連事業」	51
別紙		52

第一章 総括の目的



平成 23年 3月 11日 14時 46分、東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0という巨大なエネルギーで東日本の広範囲を襲い、甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となった。

板橋区では震度 5強の強い揺れが記録されたものの、幸い大きな被害を被ることはなかった。しかし、公共交通機関や電話回線への影響は想定をはるかに超え、様々な事象が発生するなか迅速な判断と対応を求められることとなり、大都市圏での防災上の課題が浮き彫りとなった。

地震国日本では、どの地域でもマグニチュード7クラスの地震が発生する可能性があると言われている。南関東の地盤は4つのプレートが存在する複雑な構造で、必然的に地震発生の可能性が高くなっており、文部科学省の地震調査研究推進本部の平成17年の報告書によると、今後30年間にマグニチュード 7クラスの南関東直下地震が発生する確率が 70%であると予測している。

これらのことから、東日本大震災における経験を今後の区の防災対策に活かし、区民の安心・安全を一層確実なものにしていくことが喫緊の課題であると言える。したがって、今回の大震災を検証し、区が取り組むべき対策を取りまとめ、今後の区の防災対策や板橋区地域防災計画の修正に反映させていく必要がある。

そこで、東日本大震災における区の被災者・被災地支援活動や各所管の対応を整理したうえで、今後の防災対策の方向性を取りまとめるために本総括を行う。

第二章 東日本大震災の被害と対応状況

第1節 東日本大震災による被害等(平成23年12月27日:政府緊急災害対策本部発表)

第1 地震の概要(気象庁)

- 1 地震名 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
- 2 震災名 東日本大震災
- 3 地震発生日時 平成23年3月11日(金)14時46分

4 震源及び規模(推定)

震源	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)、深さ24km、モーメントマグニチュードMw9.0
断層の大きさ	長さ約450km、幅約200km
断層のすべり量	最大20~30m程度
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起

5 各地の震度(震度5強以上)

震度7	宮城県北部
震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区・多摩東部、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中・西部、山梨県東部・富士五湖

6 津波

(1) 3月11日 14時49分 津波警報(大津波)発表

(2) 3月13日 17時58分 津波注意報全て解除

津波の観測値(検潮所)

検潮所	時刻	最大波
えりも町庶野	15:44	3.5m
宮古	15:26	8.5m以上
大船渡	15:18	8.0m以上
釜石	15:21	420cm以上
石巻市鮎川	15:26	8.6m以上
相馬	15:51	9.3m以上
大洗	16:52	4.0m

津波の観測値(GPS)

GPS	時刻	最大波
岩手釜石沖	15:12	661cm 以上
岩手宮古沖	15:13	623cm 以上
気仙沼広田湾沖	15:15	563cm 以上

※上記は沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなる。

7 余震の活動状況及び今後の見通し(気象庁12月26日)

(1) 余震の活動状況

これまでに発生した余震は、最大震度 6強が2回、最大震度 6弱が2回、最大震度 5強が10回、最大震度 5弱が30回、最大震度 4が169回である。

(2) 余震の見通し

余震は、次第に少なくなっているが、今後も、まれに大きな余震が発生することがある。震源が沿岸域や陸域の場合、規模が小さくとも最大震度5弱以上の揺れになる可能性があり、注意が必要。特に、福島県から茨城県の陸域では活動が続いており、注意が必要。大きな余震が発生すると津波が発生する可能性がある。海岸で揺れを感じた場合、また、揺れを感じなくても津波警報・注意報が発表されたら、直ちに海岸から離れ高台等の安全な場所に避難すること。

なお、余震活動地域の外側の長野県北部～新潟県中越地方、静岡県東部、秋田県内陸北部、茨城県南部、長野県中部でも震度5強以上の地震が発生している。このように、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっていると考えられるので、常日頃から地震への備えが必要。

第2 被害状況等

1 人的被害【東北地方太平洋沖地震】(警察庁12月27日)

合計	死者	15,844名	行方不明	3,468名	負傷者	5,890名
----	----	---------	------	--------	-----	--------

都道府県	死者	行方不明	負傷者	都道府県	死者	行方不明	負傷者
北海道	1		3	群馬県	1		38
青森県	3	1	61	埼玉県			42
岩手県	4,667	1,371	188	千葉県	20	2	251
宮城県	9,506	1,875	4,013	神奈川県	4		131
秋田県			12	新潟県			3
山形県	2		29	山梨県			2
福島県	1,605	218	181	長野県			1
東京都	7		90	静岡県			4
茨城県	24	1	707	三重県			1
栃木県	4		132	高知県			1

※現在も行方不明者多数であり、全容把握に至っていない

(注) 宮城県沖を震源とする地震(4/7)、福島県浜通りを震源とする地震(4/11・4/12)、千葉県北東部を震源とする地震(5/2)、福島県沖を震源とする地震(7/25・7/31・8/12・8/19)、茨城県北部を震源とする地震(9/10)による被害を含む。

(参) 阪神・淡路大震災の被害 死者:6,434名、行方不明:3名、負傷者:43,792名

2 火災発生件数(消防庁12月11日)

合計	287件
----	------

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
青森県	5	福島県	11	千葉県	16
岩手県	34	茨城県	31	東京都	33
宮城県	135	群馬県	2	神奈川県	6
秋田県	1	埼玉県	12	静岡県	1

3 建築物被害【東北地方太平洋沖地震】(警察庁12月27日)

合計	全壊	127,130戸	半壊	231,603戸	一部損壊	652,154戸
----	----	----------	----	----------	------	----------

※津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

都道府県	全壊	半壊	一部損壊	都道府県	全壊	半壊	一部損壊
北海道		4	7	群馬県		7	17,050
青森県	311	852	832	埼玉県	22	193	1,800
岩手県	20,184	4,552	7,316	千葉県	797	9,731	42,261
宮城県	82,755	129,211	211,258	東京都		11	257
秋田県			3	神奈川県		38	406
山形県	37	80		新潟県			9
福島県	19,714	61,465	141,492	山梨県			4
茨城県	3,046	23,397	161,159	静岡県			4
栃木県	264	2,062	68,296				

4 ライフライン等の状況

(1) 電気(停電)(経済産業省7月16日)

ア 東北電力管内:家屋流出地域などを除き6月18日までに復旧済み。(8月3日)
 なお、6日16時現在、家主不在等で送電を保留している家屋(約1万戸)、津波による家屋等流出地域(約7万8千戸)、福島県内の立入制限区域内(約3万1千戸)がある。

イ 東京電力管内(延べ停電戸数約405万戸)、北海道電力管内(同約3千戸)、中部電力管内(同約4百戸)の停電は復旧済み

(2) ガス(供給停止)

ア 一般ガス(経済産業省5月6日)

5月3日までに家屋流出地域を除いた約42万戸が復旧済み。

イ 簡易ガス(経済産業省4月22日)

復旧済み。

(3) 水道(断水)(厚生労働省12月22日)

3県で少なくとも4.5万戸が断水。このうち津波により家屋等が流失した地域等を除いた断水被害は全て復旧した。津波により家屋等が流失した地域については復興にあわせて水道も復旧・整備予定。

岩手県	《21,161戸(家屋等流出地域のみ)》大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村
宮城県	《21,317戸(家屋等流出地域のみ)》仙台市、気仙沼市、女川町、岩沼市、名取市、亘理町、七ヶ浜町、山元町、石巻広域水道(石巻市、東松島市)、南三陸町
福島県	《2,728戸(家屋等流出地域のみ)》福島市、南相馬市、いわき市、相馬地方水道企業団(相馬市、新地町)、双葉地方水道企業団(広野町の区域) ※双葉地方水道企業団(双葉町他3町)、南相馬市の一部、浪江町及び葛尾村は、避難指示等により被害調査等の活動を停止中。

(4) 通信(総務省12月8日)

NTT 東日本	加入電話約1万回線、ISDN 約1,300回線、フレッツ光約2,300回線が利用不可 特殊公衆電話設置:岩手県(3)、宮城県(50)、秋田県(6)、山形県(7)、福島県(16)、栃木県(3)、群馬県(2)、埼玉県(20)、千葉県(4)、東京都(5)、長野県(3)、新潟県(11)、山梨県(6)
NTTコミュニケーションズ	専用線は復旧済み(9月15日)
KDDI	約100回線が利用不可
ソフトバンクテレコム	アナログ電話及びISDN50回線、専用線約2回線が利用不可
NTT ドコモ	基地局180局が停波中 衛星携帯電話545台貸出
KDDI (au)	基地局17局が停波中・衛星携帯電話45台貸出
ソフトバンクモバイル	基地局44局が停波中・携帯電話や充電器等の無償貸出
イー・モバイル	全基地局復旧(4月12日)・HPで通信可能な避難所リストを公表中
ウィルコム	基地局約82局が停波中・被災地の医療機関向けPHS無償貸出

(5) 放送(総務省12月8日)

ア テレビジョン中継局(宮城県1か所)が損壊により停波中。

イ 福島県福島第一原発警戒区域内(半径20km圏内)に設置されている、ラジオ中継局1箇所(NHK 双葉中波第一中継局(双葉郡富岡町))が停波中である旨確認。

(6) 石油精製施設(経済産業省8月8日)

操業停止の精油所(JX仙台、JX鹿島、コスモ千葉)

5 東日本大震災における被害額の推計(内閣府6月24日)

項目	被害額
建築物等 (住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	約10兆 4 千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)	約 1 兆 3 千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)	約 2 兆 2 千億円
農林水産関係 (農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	約 1 兆 9 千億円
その他 (文教施設、保健医療・福祉関連施設、 廃棄物処理施設、その他公共施設等)	約 1 兆 1 千億円
総計	約16兆 9 千億円

第 3 被災者及び被災地支援の状況

1 避難の状況(東日本大震災復興対策本部事務局12月21日)

所在都道府県別の避難者等の数(12月15日現在)(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別				計	所在判明 市 区 町村数
	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・知 人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)		
北海道	0	0	931	2,092	3,023	100
青森県	0	0	581	521	1,102	26
岩手県	0	0	873	42,939	43,812	(*1) 28
宮城県	5	15	147	123,760	123,927	(*1) 35
秋田県	0	3	673	888	1,564	20
山形県	0	83	666	12,962	13,711	34
福島県	18	22	—	95,506	95,546	(*1) 47
茨城県	0	8	628	2,627	3,263	40
栃木県	0	1	923	1,695	2,619	25
群馬県	0	0	318	1,775	2,093	28
埼玉県	648	1	0	4,265	4,914	56
千葉県	0	—	3,602	—	3,602	46
東京都	7	143	2,461	6,422	9,033	56
神奈川県	0	0	0	2,743	2,743	(*1) 2
新潟県	0	1	448	6,646	7,095	(*1) 30
富山県	0	0	105	312	417	11
石川県	0	0	133	397	530	13
福井県	0	20	93	379	492	16
山梨県	0	0	267	559	826	21
長野県	0	0	216	930	1,146	47
岐阜県	0	0	187	237	424	29
静岡県	0	16	454	995	1,465	33

愛知県	0	0	255	1,000	1,255	45
三重県	0	0	100	323	423	16
滋賀県	0	0	259	131	390	16
京都府	0	—	247	805	1,052	18
大阪府	0	0	294	1,153	1,447	34
兵庫県	0	0	411	657	1,068	27
奈良県	0	0	67	90	157	17
和歌山県	0	0	46	77	123	14
鳥取県	0	0	43	132	175	15
島根県	0	0	21	125	146	12
岡山県	0	0	186	394	580	18
広島県	0	0	174	333	507	13
山口県	0	0	79	113	192	13
徳島県	0	0	72	93	165	14
香川県	0	0	35	63	98	8
愛媛県	0	0	179	91	270	12
高知県	0	0	80	53	133	15
福岡県	0	0	217	519	736	37
佐賀県	0	0	67	246	313	12
長崎県	0	0	69	112	181	14
熊本県	0	0	116	171	287	23
大分県	0	0	106	260	366	15
宮崎県	0	0	99	147	246	13
鹿児島県	0	0	103	163	266	25
沖縄県	0	23	99	741	863	22
合計	678	336	17,130	316,642	334,786	1,211

- (注) 1. 各都道府県・市区町村の協力を得て、平成23年12月1日現在の避難者等の数を集計したものである。
2. 宮城県と福島県の住宅等(D)には、病院等は含まれない。
3. 「所在判明市区町村数」の欄に*1印があるものは、当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

2 仮設住宅等の状況

・応急仮設住宅の状況(国土交通省12月26日)

	必要戸数	着工済戸数		完成戸数
		7/11現在	12/26現在	
岩手県	13,984	47,553戸	13,984	13,984
宮城県	22,095	着工済	22,095	22,095
福島県	16,619	内37,962	16,226	15,788
茨城県	10	戸完成	10	10
千葉県	230	1,844戸	230	230
栃木県	20	着工予定	20	20
長野県	55	(合計数)	55	55
計	53,013	—	52,620	52,182

- ・国家公務員宿舎、公営住宅等の受入可能戸数
(東日本大震災復興対策本部事務局12月19日現在)
62,555戸(国家公務員宿舎等 38,291戸、公営住宅等 24,264戸)
うち提供済み 17,749戸(国家公務員宿舎等 9,756戸、公営住宅等 7,993戸)

- ・雇用促進住宅入居状況(厚生労働省12月21日現在)
岩手県:利用可能戸数 1,946戸、入居決定戸数 1,174戸
宮城県:利用可能戸数 555戸、入居決定戸数 542戸
福島県:利用可能戸数 415戸、入居決定戸数 1,547戸
* 3 県以外:利用可能戸数 35,255戸、入居決定戸数 3,888戸

3 ボランティア活動の状況(厚生労働省12月22日)

- ・災害ボランティアセンターの設置状況(12月22日現在)
岩手県 24ヶ所、宮城県 11ヶ所、福島県 30ヶ所
- ・災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行った者の延べ人数
(12月11日現在)
岩手県 約 315,500名、宮城県 約 429,600名、福島県 約 141,200名

4 救助活動

救出等総数:27, 157名

	警察庁	消防庁	海上保安庁	防衛省
3月11日	32名	3名	18名	19,286名
3月12日	397名	613名	229名	
3月13日	1,631名	4,206名	28名	
3月14日	448名	238名	19名	
3月15日	1,183名	2名	24名	
3月16日	27名	—	24名	
3月17日	29名	—	1名	
3月18日～4月19日	2名	2名	17名	
計	3,749名 (うち1,302名は共同)	5,064名	360名	19,286名

※警察庁及び消防庁については、報告を受け、確認できた実数

※各機関等による救出救助については、共同した救出救助活動を実施しているため、数については重複している場合もある。

5 部隊派遣等の状況

警察庁

広域緊急援助隊等(12月27日)

総数(累計): 約 89, 100名

派遣中の人員: 約 1, 700名

へり運用(延べ): 566機

消防庁

緊急消防援助隊の派遣状況(12月1日)

派遣部隊・人員の総数: 8,920隊 30,463名

(注)交代分を含む実際に派遣された部隊・人員の総数

のべ 33, 374隊 121, 071名
最大時派遣状況(3月18日11:00 時点)
派遣部隊 1,912隊 派遣人員 7,035名
派遣期間 平成23年3月11日～平成23年6月6日(88日間)
※ 6月6日15:30 をもって緊急消防援助隊全隊帰任

海上保安庁

対応勢力(12月26日)
船艇 30隻(巡視船 9隻、巡視艇 19隻、測量船 2隻)
航空機 8機(固定翼 2機、回転翼 6機)
のべ 11,154隻、3,500機、2,492名

国土交通省 (12月18日)

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) のべ 18,115名派遣
災害対策機材(照明車、排水ポンプ車、衛星通信車、対策本部車等)
のべ 24,786台派遣

自衛隊

大規模震災災害派遣(12月26日)
派遣規模:延べ人員約 10, 580, 000人
(1日の最大派遣人員約 107, 000人)
派遣期間:平成23年3月11日～8月31日(174日間)
※ 3月14日 東北方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成(7月1日解除)
※ 8月31日 大規模震災災害派遣の終結
※ 9月 9日 行動命令による災害派遣の終結
※ 原子力災害派遣は派遣規模:延べ人員約 80, 000人
派遣期間:平成23年3月11日～12月26日(291日間)

6 医師等の派遣状況

DMAT

・3月19日19:30をもってDMATの活動は、ほぼ終了(3月21日)
※最大193チームが活動

医師等の派遣状況

<医療チームの派遣調整>(12月22日)

活動中:約 7名、2チーム

累計: 12,264名(2,656チーム)

(日本医師会、全日本病院協会、日本医療法人協会、国立病院機構、国立国際医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、労働者保健福祉機構(労災病院)、学校法人産業医科大学(産業医科大学病院)、(社)全国社会保険協会連合会(社会保険病院)、(財)厚生年金事業団(厚生年金病院)から派遣)

<薬剤師の派遣調整>(8月5日)

活動中: 0名 累計: 1,915名

(日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会等から派遣)

<看護師の派遣調整>(8月2日)

活動中: 0名 累計: 1,394名

(日本看護協会、日本精神科看護技術協会及び国立病院機構から派遣)

<歯科医師等の派遣調整>(8月5日)

活動中: 0名 累計: 307名

(日本歯科医師会等の関係団体から派遣)

<理学療法士等の派遣調整>(10月7日)

活動中: 0名 累計: 223名

(日本理学療法士協会、日本作業療法士協会及び日本言語聴覚士協会から派遣)

<保健医療の有資格者等の派遣調整>(12月22日)

活動中: 15名、7チーム(岩手県 10名、宮城県 2名、福島県 3名)

累計: 11,250名(217チーム)

<心のケアチームの派遣調整>(12月22日)

活動中: 13名、3チーム(岩手県 9名、宮城県 4名) 累計: 3,386名(5チーム)

<要援護者の受入>(10月28日)

受入可能人数: 高齢者関係施設 36,392名(うち特養 12,379名、老健 6,031名)、障害者
関係施設 8,946名、児童関係施設 7,148名、保護施設 919名)

受入状況(実績): 1,850名

岩手県から 介護施設等 271名

宮城県から 介護施設等 953名

福島県から 介護施設等 111名

福島県から 障害者施設等 515名(うち69人については、(独)国立重度知的
障害者総合施設のぞみの園において受入れ)

※このほか、福島第一原子力発電所事故に伴う退避者(介護施設等入所者)を受入れ。
(20キロ圏内約500名、20～30キロ圏内約980名、計約1,500名(都道府県間等で直接
調整した数を含む))

<介護職員等の派遣調整>(12月9日)

派遣可能人数: 7,719名

活動中: 13名(福島県13名)

累計: 1,540名(岩手県308名、宮城県 1,073名、福島県159名)

第2節 板橋区の被害と対応状況

第1 板橋区の被害状況

1 区施設

- ・ 区役所本庁舎 エレベーター停止・トイレ用給水管水漏れ
- ・ 志村坂下小学校 プール水漏れ
- ・ 板橋第六小学校 プール水漏れ
- ・ 板橋第九小学校 プール水漏れ
- ・ 志村小学校 図工室天井落下
- ・ 上板橋第三中学校 建物一部損傷
- ・ 情報処理センター 壁にひび
- ・ 中台ふれあい館 ガス漏れ 等 ※区施設の被害は改善済である

2 その他

- ・ 壁落下・瓦落下・ひび割れ・柱亀裂等 200 件
- ・ ブロック塀落下・倒壊 10 件
- ・ 水道管破裂・水漏れ 13 件
- ・ エレベーター停止及び閉じ込め 6 件
- ・ 電柱倒壊 9 件
- ・ 道路損壊 6 件
- ・ ガス臭気 6 件

3 り災証明発行件数(火災を除く)

(1) 全壊	2棟	21世帯	46人
(2) 大規模半壊	2棟	3世帯	7人
(3) 半壊	11棟	14世帯	40人
(4) 一部損壊	153棟	162世帯	358人

4 帰宅困難者・避難者

施設	帰宅困難・避難者数	施設	帰宅困難・避難者数
区役所本庁舎	170名	舟渡地域センター	0名
成増社会教育会館	20名	前野地域センター	8名
板橋地域センター	28名	桜川地域センター	2名
熊野地域センター	10名	下赤塚地域センター	20名
仲宿地域センター	28名	成増地域センター	0名
仲町地域センター	29名	徳丸地域センター	13名
富士見地域センター	10名	高島平地域センター	50名
大谷口地域センター	2名	舟渡小学校	120名
常盤台地域センター	15名	上板橋第四小学校	60名
清水地域センター	12名	常盤台小学校	70名
志村坂上地域センター	47名	成増小学校	110名
中台地域センター	1名	成増ヶ丘小学校	160名
蓮根地域センター	30名	赤塚第二中学校	120名

※1 舟渡小対応 ※2 成増小・成増ヶ丘小・赤塚第二中対応

ほか 区立小・中学校・保育園・公文書館・板橋東清掃事務所(トイレ休憩等約600名)
・仲町ふれあい館・蓮根いこいの家・高島平四丁目集会所 等 各施設

第2 災害対策本部等運営

1 設置日 平成23年3月11日(金)

2 設置場所 板橋区防災センター

3 審議事項

第1回 平成23年3月11日(金) 15時20分

- (1) 各部被害状況の確認を指示
- (2) 被害状況報告

第2回 平成23年3月11日(金) 17時05分

- (1) 区内施設利用制限検討
- (2) 避難所開設検討
- (3) 被害状況報告

第3回 平成23年3月14日(月) 8時00分

- (1) 停電による影響・課題・節電の取り組みを各部で取りまとめるよう指示
- (2) 本日の業務体制を確認し報告するよう指示
- (3) 被害状況報告

※ 以降、平成24年2月13日まで34回開催。避難所、帰宅困難者への支援、節電対応、放射能汚染対応、被災者・被災地支援等について審議

第3 安全確保対策

1 帰宅困難者支援ステーション及び避難所の開設

震災当日、交通機関が停止し、170名の帰宅困難者が板橋区役所で夜を明かした。

収容中、毛布・クラッカーの配付、テレビの臨時設置を実施し、翌朝、東武東上線が運行したため、100名以上が帰宅した。その後、地域センターを避難所として開設し、板橋地域センターへ3名収容した。18地域センターで305名が宿泊した。

高島平地区では、倒壊の危険性があるマンションから約20名の住人が避難したため、3月20日まで高島平四丁目集会所を開放した。開設にあたり、地元町会が2日間ほど炊き出しを実施した。

3月11日～3月12日朝まで、帰宅困難者のための避難所として学校等を開放した。(成増ヶ丘小、成増小、常盤台小、上板橋四小、板橋二小、赤塚二中、成増社会教育会館)

それ以外に地域住民等が避難してきたため受け入れた小・中学校は舟渡小、前野小、弥生小、高島二小(12日朝まで近隣住民滞在)、志村小、新河岸小、蓮根二小、緑小、板橋五小、高島六小、赤塚新町小、徳丸小、赤塚一中等(各学校の避難者は、3月12日夕方までには、帰宅或いは他施設に移動。)

2 地域包括支援センター(おとしより相談センター)による相談支援

(1) 地震直後の安否確認

「ひとりぐらし見守りネット事業」登録者の内、特に見守りが必要と思われる282名に安否の確認を行い無事を確認した。

(2) 板橋区内に避難した高齢者に対する相談・支援(地域包括支援センター分)

相談件数34件

内訳:養護老人ホーム入所措置 1件、区外特養入所 1件、特養ショートステイ利用 1件、介護在宅サービス利用11件、その他相談20件

3 児童福祉施設の安全確保

(1) 児童館・学童クラブの安全確保

- ① 3月11日の震災時は、深夜2時30分に全ての利用者を保護者に引渡し完了
- ② 施設の被害状況の確認及び復旧対応を実施

(2) 保育園の安全確保

- ① 3月11日の震災時は、翌日の8時50分に全ての園児を保護者に引渡し完了
- ② 震災により被害を受けた保育園の漏水修理、壁面等補修を実施

(3) あいキッズ

- ① 放課後子ども教室の安全確保対策
- ② 3月11日の震災時は、児童の引渡し終了まで、児童の保護を実施
- ③ 震災時の児童に対する指導や保護者への周知及び室内の転倒防止措置等の安全確保対策を実施

4 児童・生徒の安全

- (1) 区立学校・幼稚園の児童・生徒・教職員の安否確認を行った。
- (2) 区立学校において、震災発生直後に児童・生徒の避難誘導を行い、安全な場所に保護したうえで保護者への引渡しを行った。
- (3) 児童の下校時間帯に震災が発生したため、低学年の児童は既に下校後となり、保護者が帰宅できないまま、自宅にいる状態が発生した。
- (4) また、学校により児童下校の対応に違いがあった。
- (5) 中学校7校とフレンドセンターにおいて、遠足等を実施した学級があり、帰校できずに途中で避難となったため、状況把握を行った。

5 小・中学校の地震による施設損傷部補修

今般の地震により区立小・中学校及び幼稚園において、施設の損傷があった。ライフラインの損傷については、地震発生後速やかに保守点検業者等に依頼し修復を終えている。また、施設本体の損傷については、調査を行い補修工事を実施した。

6 被災建築物応急危険度判定業務及び建築物被害相談・調査の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定

区民から通報があった被災建築物に対して、区職員の応急危険度判定員が被災建築物応急危険度判定を行なった。

① 判定業務概要

- ア 建築物の構造(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造)別の判定調査票に従い、建築物等の外部の目視調査を行った。
- イ 判定調査票に記されている判定基準に従って、下げ振りやクラックスケール等を用い、建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査し危険度を判定した。
- ウ 危険度の判定の結果を区民に知らせるため、危険度のレベルを記した「判定ステッカー」を認識しやすい場所に掲示した。建築物の所有者等がいる場合には、判定内容について説明を行い危険がないように注意を喚起した。

② 実施件数 25件(危険:6件 要注意:11件 調査済:8件)

③ 期間 3月12日～3月17日

(2) 建築物被害相談・調査

区民から通報があった被災した建築物やがけ・擁壁に対し、区職員が建築物の被害調査を行ない、その結果を踏まえ、当該建築物等の所有者に対して、補修等に関する指導・助言を行なった。

なお、被災建築物部分から公道等に落下物の危険がある場合は、施設管理者にバリケード等の設置を要請した。

- ① 相談・調査件数 相談23件(調査23件)
(内訳:建築物相談15件(調査15件)、がけ・擁壁相談8件(調査8件))
- ② 期間 3月17日～

7 「児童館あんしん昼食タイム」の実施

保護者の就労時間中等の子どもの安全確保のため、地震の警戒態勢が終息するまでの期間、館内で昼食をとることができる措置を全館で実施した。

- (1) 対 象 小学校5・6年生。従来は子育てサポートの対象でない児童を対象を拡大
- (2) 期 間 3月25日～4月30日

8 「地震と建物」緊急相談会の実施

建物被害、耐震診断、建物修繕を検討している方を対象に緊急相談会を実施した。

- (1) 会 場 区役所仮庁舎MSビル8階
- (2) 期 間 3月28日～3月30日、午前10時30分～午後3時30分
- (3) 相 談 員 (社)東京都建築士事務所協会板橋支部所属建築士、建築指導課及び市街地整備課職員
- (4) 相談者数 48組

第4 東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針

板橋区では、平成23年3月11日14時46分の東日本大震災の発災後、直ちに板橋区災害対策本部を15時20分に設置し、区民の安全確保を最優先として、区内の被災状況の把握、情報収集を行うとともに、区施設の被害状況・安全点検を実施。

その後、帰宅困難者支援施設の開設、保育園・学童クラブ・小中学校における帰宅困難乳幼児・児童・生徒の保護をはじめ、今日に至るまで東京電力の計画停電に対する対応、区民への情報提供・問合せ対応、災害時相互援助協定締結自治体である福島県白河市、茨城県かすみがうら市への救援物資の提供、避難者の緊急受入れなど、順次、全庁を挙げた対策を講じてきた。

これまでの初期対応は一定の成果をあげたものと捉えているものの課題も見えた中、引き続き、中・長期的に支援・対策を講じていく必要があることから、板橋区として、今後の状況変化に的確、かつ即応できる基本方針を定めるものとした。

これを受け、区としては、被災地への支援、被災地からの避難者への支援、区民生活・経済活動への影響に対する支援などを中心に取り組むこととするほか、情報収集・共有化に努め、各部が相互に連携・協力していくことを前提にした課題整理を行い、機動的・効果的な対策を講じていくこととした。

1 基本方針

- (1) 区民の生命・財産を守り、安全・安心を第一とする。
- (2) 被災地への必要な支援及び被災地からの避難者に対する支援に全力を尽くす。
- (3) 区民生活・経済活動への影響に対し、必要な支援・対策を講ずる。
- (4) 深刻な電力不足を受け、区を挙げた対策を実施する。

2 当面の対応として、取り組むべき事項

- (1) 区民の不安を解消するための適切な情報提供・必要な支援
- (2) 被災地への義援金募集、人的支援、救援物資の提供
- (3) 避難者受入れのための速やかな対策
- (4) 保育園をはじめ、福祉施設、小・中学校などにおける安全確保対策
- (5) 乳児の水道水飲用制限による安全対策
- (6) 区内産業に対する影響の把握とその対策
- (7) 震災対応予算の確保と計画停電による混乱を回避するため、不要不急の事業の中止・延期・縮小
- (8) 計画停電に対する区民の安全確保と区民サービスへの影響を最小限にとどめるための対策
- (9) 最大限の節電対策への取り組みと区民などへの節電協力の呼びかけ

3 基本方針に基づく実施計画採用案件対応状況

※ 別紙一覧表参照(P52～P56)

第5 被災地支援

1 救援物資

輸送日	支援先	物資	調達方法
3月15日	白河市	ミネラルウォーター900ケース 水袋5,000袋 クラッカー6,300食	水は板橋Cityマラソン実行委員会から寄贈、その他は備蓄倉庫から提供
	かすみがうら市	ミネラルウォーター829ケース	
	福島県	毛布800枚	
3月27日	宮城県(東京都経由)	赤ちゃん・高齢者用品、生活用品、飲料水など約8,000点	区民から提供
4月 8日 13日	大船渡市	レトルト・インスタント食品約8,800食、缶詰約1,600食、業務用だし約3,000食分、生活用品等多数	区民・区職員・区内企業から提供、一部購入
5月 2日	仙台市教育委員会	大学ノート等学用品多数	小中学校の児童生徒から提供
5月12日	福島県大熊町	折り紙・色鉛筆等学用品多数	
5月18日	宮城県山元町教育委員会	クリアファイル等学用品多数	

※ 白河市・かすみがうら市は災害協定自治体

※ 大船渡市は災害協定を締結している山形県最上町の姉妹都市

※ 教育委員会では、上記以降にも気仙沼市、郡山市、いわき市、釜石市など多くの自治体に学用品等の提供を行った。

2 義援金関係

- (1) 募金箱の設置 区内施設29か所設置
 - (2) 義援金額(職員義援金を含む) 141,482,185円(平成24年1月18日現在)
 - (3) 送付先 日本赤十字社東京支部
- ※ 義援金は引き続き平成24年3月末日まで受付中

3 職員派遣

(1) 平成23年12月までの実績

派遣先	期間	職種	人数	支援内容
気仙沼市	3月30日～4月4日	保健師	2人	家庭訪問・健康チェック
	5月16日～21日	事務職 (元介護指導)	1人	高齢者介護施設等従事
	① 5月19日～24日 ② 6月6日～12日	建築職	2人 2人	地震調査(住家被害認定)
	7月13日～20日	保健師・心理 検査技術	2人・1人 1人	仮設住宅訪問 健康チェック等
仙台市	① 4月17日～23日	自動車運転Ⅱ 作業Ⅲ	1人 2人	災害廃棄物(生活ごみ)の 収集・運搬 (清掃車両1台派遣)
	② 4月24日～30日	自動車運転Ⅱ 作業Ⅲ	1人 2人	
	③ 5月1日～7日	自動車運転Ⅱ 作業Ⅲ 事務職	1人 5人 1人	
	7月10日～15日 7月18日～22日 7月24日～29日 8月7日～12日	事務職	1人	国民健康保険関係業務 (4クール4人)
	7月18日～8月31日	事務職等	1人	り災証明事務(7クール7人)
	11月15日～29日	建築職	2人	り災証明関係業務
大船渡市	① 4月20日～ 7月15日	土木職 建築職	2人 2人	瓦礫撤去立会 市営住宅改修
	② 7月13日～ 10月7日	事務系/ 技術系	4人	瓦礫撤去立会 仮設住宅申込受付等
	③ 10月13日～ 12月16日	土木職 建築職	1人 1人	災害査定、瓦礫撤去関係 住宅建設・市営住宅改修
女川町	4月22日～25日	建築職	1人	応急危険度判定
広野町	5月23日～30日	保健師	3人	いわき市に避難した町民の 健康チェック
	9月19日～26日		3人	
	11月14日～21日		3人	
双葉町 (埼玉支所)	5月30日～8月31日 7月4日～15日(増派)	事務職等	1人	義援金支給、仮設住宅受付 (13クール15人)
浪江町 (二本松事務所)	8月26日～9月9日	事務職等	3人	警戒区域への一次立入関連 (2クール6人)
石巻市	8月18日～9月30日	事務職等	1人	り災証明事務(6クール6人)
東松島市 気仙沼市	11月2日～14日	事務職	2人	選挙事務
派遣実数	延174人		派遣人日	1,619人日

※物資の送致、職員派遣の調整、視察等のための出張は除く

(2) 平成24年 1 月以降の予定

① 短期分

派遣先	期 間	職 種	人 数	支 援 内 容
大船渡市	④ 1月10日～ 3月29日	土木職	1人	災害復旧工事発注・管理監督
		建築職	1人	住宅建設・市営住宅改修
仙台市	1月28日～2月8日	建築職	3人	り災証明関係業務
山元町	2月19日～3月3日	事務職	1人	介護保険業務全般支援

② 中長期分

派遣先	期 間	職 種	人 数	支 援 内 容
大船渡市	平成24年4月1日～ 平成25年3月31日	事務職	1人	生活保護受給者相談・指導
		土木職	1人	都市、復興計画等策定・監修
		建築職	1人	建設工事及び設計監督員

(3) 被災地視察・訪問

- ① 4月8日 政策経営部長、防災課長ほか職員4名で大船渡市へ救援物資輸送、市長に区長の親書を渡す
- ② 5月2・3日 区長が大船渡市長、最上町長を訪問(都市整備部長、政策企画課長同行)
- ③ 8月22～24日 特命担当課長、防災対策係長、計画係長が大船渡市を視察

第 6 被災者支援(平成24年2月7日現在)

1 避難所等(区立施設)の開設

施 設	受入可能数	受入状況
いたばし総合ボランティアセンター(旧板三小)	40名	実績なし
公文書館(旧板三小)	40台	延べ62台(現在20台)
仲宿いこいの家	30名	2世帯4名(現在利用者なし)
大和いこいの家	38名	実績なし
西台いこいの家	46名	実績なし

※公文書館の駐車場を除き、平成23年5月末で受け入れ終了。

2 区立住宅等の提供(平成24年2月7日現在)

施 設	戸 数		人 数	
	延戸数	現在戸数	延人数	現在人数
区立住宅・まちづくり推進住宅	47戸	33戸	196人	140人

※ 住宅使用料、保証金、共益費免除

※ 照明器具、ガステーブル、テレビ、冷蔵庫、布団、毛布を用意

3 区立小中学校、保育園への受入人数(平成24年2月7日現在)

施設	延人数	現在数
区立小学校	48名	33名
区立中学校	17名	14名
区立保育園	12名	7名
区立幼稚園	2名	1名
私立保育園	10名	6名
私立幼稚園	7名	7名
計	96名	68名

4 総合相談窓口の開設

(1) 相談内容

生活相談、転入手続き関係、学校・幼稚園転入相談、小学校放課後の居場所相談、保育園入園相談、学童クラブ・児童館相談、健康・母子保健・医療相談、介護・高齢福祉相談

(2) 実績

23世帯61人(都営住宅10世帯、区立住宅5世帯、UR住宅4世帯、民間住宅4世帯)

※被災地域別 宮城県(6世帯)、福島県(17世帯)

※相談項目 住民票・戸籍(16件)、生活費相談(12件)、その他(54件)

5 被災者の生活立ち上げのための特例貸付

(1) 貸付金額

① 区立住宅、まちづくり推進住宅、区内都営住宅に避難してきた世帯 10万円

② 民間賃貸住宅、UR賃貸住宅(旧公団住宅)に避難してきた世帯 20万円

※ 返済期間 2年(無利子、連帯保証人不要)

(2) 実績

① 2件

② 4件

6 区民の安心・安全対策

(1) 広報紙・ホームページ等での情報提供

(2) 施設の安全確認

(3) 被災ごみの収集

(4) 応急危険度判定の実施

(5) がけ・擁壁・ブロック塀等の現場調査

(6) 「地震と建物」緊急相談会(3月28日～30日)

第7 大船渡市に対する支援

1 経緯

平成23年3月23日(水)に東京都は、浄水場の水道水から放射性ヨウ素が検出されたことを受け、乳児に水道水を飲ませることを控えるよう注意喚起の報道発表。

3月28日(月)～、ハッピーロード大山商店街のご尽力のもと、災害時相互援助協定を締結している最上町から飲料水約2万1千本(500ml換算)の寄付受領。

最上町が姉妹都市提携をしており支援をしている大船渡市から、3月30日に物資の支援要請があり、支援を決定。

4月 4日(月)～6(水)に区民、区内企業・団体、区職員からの寄付及び提供を受ける

8日(金) 4トントラック1台分の救援物資を緊急輸送

11日(月) 大船渡市から技術系職員4名の派遣要請あり

13日(水) 先遣隊として関係職員を派遣し、従事する職務内容等を調整

14日(木) 建築技術職員2名、土木技術職員2名を派遣することを決定

20日(水) 第1次派遣出発

2 救援物資(再掲)

(1) 輸送日 4月8日(金)、4月13日(水)

(2) 物資募集期間 4月4日(月)～6日(水)

(3) 救助物資

- ・レトルト食品…カレー・丼ものなど6,280食
- ・缶詰…フルーツ、おかず類など1,666食
- ・インスタント食品…カップ麺など2,532食
- ・ポテトチップス2,544袋
- ・業務用だし3,000食分
- ・生活用品…紙コップ11,700個、割り箸5,100膳、尿取パット17,880枚、下着100着、タオル100ダース、軍手110ダース、寝袋100個

3 職員派遣

(1) 派遣期間等(再掲)

期 間	職 種	人 数	支 援 内 容	
4月20日～ 7月15日	土木職	2人	瓦礫撤去立会	12クール
	建築職	2人	市営住宅改修	48人
7月13日～ 10月 7日	事務系/ 技術系	4人	瓦礫撤去立会	12クール
			仮設住宅申込受付等	48人
10月13日～ 12月16日	土木職	1人	災害査定、瓦礫撤去関係	
	建築職	1人	住宅建設・市営住宅改修	
1月10日～ 3月29日	土木職	1人	災害復旧工事発注・管理監督	
	建築職	1人	住宅建設・市営住宅改修	
派遣実数	延100人	派遣人日	696人日	

(2) 第一次第1クール派遣者のレポートより

① 大船渡市の状況

大船渡市は、津波による大きな被害を受け、現在も、がれきが山積するなど、その爪あとが痛々しく残っている。

市の建物被害(全壊・半壊)は約3,600戸と言われており、市は、応急仮設住宅・市営住宅等の整備と被害住宅の修繕補助事業により、被災者の住宅確保を進めている。

応急仮設住宅は約2,000戸(28箇所)が順次開設される予定で、4月末の段階では160戸(2箇所)が開設され、復旧から復興への第一歩を踏み出し着実に歩みを進めている。

② 活動内容

区の建築・土木技術のノウハウを生かし、次の活動を行った。

ア 市営住宅24団地(465戸)の被害調査・修繕金額の算出(概算)

イ がれき撤去業務の監理及び地元住民との調整・立会い

ウ 仮設住宅入居決定者への連絡ほか

③ コメント

今回の派遣は、全員が自らの希望によるものです。

「阪神淡路大震災の時、何もできずもどかしい思いだった。今回、復興に向けて、何か手伝いがしたかった」「多くの区民が被災地のために何かしたいという気持ちを持っている。自分はその気持ちを代表するつもりで手を挙げた」など希望の理由は様々です。皆、被災地に対する強い思いを持って職務にあたりました。

活動中に、多くの市民から感謝とねぎらいの言葉をかけていただき、市民のみなさんのあたたかい思いやりに、大変励まされました。

派遣期間中はレトルト食品と寝袋を持参し、避難所の一部を借りて宿泊しました。被災し

た方の状況を少しでも共有できたことは、有意義な経験となっています。

また、自らも被災しながら休日を返上して懸命に働く大船渡市の職員の姿に、自治体職員としての高い使命感を感じました。

東日本大震災は、想定をはるかに超えたため、被災地では、マニュアル通りに対応することは困難な状況でした。こうした中で、大船渡市が「迅速に判断し行動する組織体制」「住民の命を守るという強い思い」など大切なことを再認識させてくれました。

大船渡市での貴重な経験を教訓に、区における防災及び災害時の対応など、今後の職務に生かしていきたいと思えます。

(3) 平成24年度 地方自治法に基づく職員派遣(再掲)

職種	人数	期間	職務内容
事務職	1人	1年間	生活保護受給者の相談・指導(ケースワーカー)
土木・造園技術職	1人	1年間	都市・復興計画の策定・監修
建築技術職	1人	1年間	公共施設・公営住宅等建設工事及び設計監督員

(4) 職員視察(8月22日～24日/危機管理室職員による聞き取り調査)

① 大船渡市の被害(人口約4万人 1万5千世帯)

ア 人的被害

死亡者333人、行方不明者116人(平成23年8月19日現在)

イ 建物被害

5,104世帯(全壊2,719、大規模半壊419、半壊680、一部損壊1,286)

② 聞き取り調査

ア 8月23日:大船渡地区公民館

<聞き取り対象者>

地区災害対策本部、避難所責任者

避難所施設職員

避難所のリーダー、避難者

◆ 事実

- ・ライフラインの復旧、電気3月16日、水道3月19日、ガス(プロパン)
- ・トイレは貯水タンクの残水を使用した、1～2日でなくなった
- ・パーテーションについては、避難者の3分の2が不要であるとのことで設置せず
- ・炊き出しは、被災していない住民(女性)が1か月手伝ってくれた。その後、被災者が4班体制で実施
- ・食料は市内のストック(炊き出し、店の在庫)で1週間、その後、救援物資で対応
食事は困らなかった。ちなみに食料の備蓄はなかった
- ・飲料水は5日後に給水車が回った。
- ・大船渡北小学校(地域コミュニティが高い地区)はリーダー主導で自主的に運営
- ・リアスホール(地域コミュニティが高くない地区)は自主運営が機能せず、すべて職員が運営した
- ・しばらく経つと被害程度の差(義援金・見舞金など)で避難者同士のトラブルあり
- ・インフルエンザ患者を倉庫に隔離した
- ・避難所の運営については、すべて現場対応であった
- ・福祉避難所は設置せず、各施設と避難者個人とが個別に対応
- ・ペット入所は不可(避難所駐車場の車内ならOK)
- ・取材依頼件数が多く対応に苦慮し、報道機関が避難者個人へ直接交渉してもらった

- ・病気や体調不良の方については、安全側に立った対応を行った(すぐに救急隊へ)
- ・安否確認対応(初期にかなりの負担)、夜中の物資配付、救急搬送など、職員は24時間体制になる
- ・衛生管理(ノロウイルスなど)に気をつけた
- ・在宅避難者を忘れないこと!(支援の方法、情報提供など)
- ・仮設トイレは男女別にしなかった(混雑していて余裕なし)

◆ 問題点

- ・昭和35年のチリ地震を目安に想定していたが、実際はそれ以上の津波であった
- ・トイレに紙を流して管を詰まらせた
- ・避難所と本部との連絡が不備だった
- ・心のケアなどのチーム(団体)が変わると大変(同じことを繰り返し回答するため)
- ・カップラーメンは不要である(数が多いとお湯を沸かすのが一苦労)
- ・3日目ぐらいまで不審者が多数いた(ボランティアとの区別が難しい)。ちなみに、町中には空き巣と思われる人たちが数多くいた
- ・臨時電話使用時のモラル(長電話)
- ・救援物資の賞味期限を確認すること(期限切れのものを送る場合がある)
- ・中古の支援物資(特に衣類)の扱い
- ・食料は見えないところに保管する(残数が見えることでトラブルのもと)

◆ 改善

- ・避難者名簿の作成と避難者カードの作成(安否確認や避難者把握に利用)
- ・避難所内では住所地ごとに居住エリアを分けた
- ・小型発電機・小型投光器が有効
- ・医療チームに対して簡易カルテが有効(チームが変わるとあらためて初めからヒアリングになってしまうので)
- ・避難所運営も期間ごと(初期・中期・後期)に対応することが望ましい。特に退所時の対応が難しい
- ・避難所に心の相談ができる場所(個室)があったほうが良い

イ 8月23日:中央公民館

<聞き取り対象者>

避難所の責任者

◆ 全般

- ・地域コミュニティーの核である地区公民館と不特定多数がいる中央公民館とで運営方法の差が出た
- ・貯水槽は1日で使い切った。水道3月21日、電気3月18日
- ・11日当日は92名、翌日半減する。3月20日49名、3月31日22名(2階)
- ・4月14日に盛小学校から52名を受け入れる(1階)
- ・1階避難者と2階避難者との確執 ⇒ お互いに何かをしないと親しくならない
- ・代表者制が機能せず係制にする ⇒ リーダーが昼間いない場合の対応
- ・情報をわかりやすく伝えるために、館内放送ではなくフェイスTOフェイスで伝える
- ・職員による避難所管理は3か月、その後は警備会社に委託
- ・退所の方法(いつまでも出たがらない人)
- ・職員体制は、7時~18時が3名、18時~7時が宿直2名(1か月)

ウ 8月24日:災害対策本部

<聞き取り対象者>

総務課

防災管理室

◆ 全般

- ・ ボランティアについては、社協を中心としたボランティアセンターにお願いした
- ・ 発災1時間後に1時間ほど庁内会議を行った
- ・ 警察・消防・自衛隊・国交省・海保の職員が、総務課に張り付いていた。各機関の情報は、その職員を通じて入手した。関係機関との調整会議も行った
- ・ 市役所1階市民ホールに1週間ほど避難者を収容(2階以上は立入禁止)、隣の学校へ
- ・ 記者会見(情報提供)を数多く行うことで、報道機関を立入禁止にした
- ・ 避難所など60か所への情報伝達係として郵便局職員に協力していただいた(バイク)
- ・ 発災当初、警察から死体を動かさないよう指示が出たため、各現場で検死を行った。しかし非効率なため、発見日時・場所・体位などを記載した札をつけて避難所ではない学校の体育館に集めた(その後、市民体育館に変更)在校生への心理的影響大
- ・ また、地域の方々が10か所のお寺に集めた。(チリ地震時と同じ対応)
- ・ 火葬場も被災したため、私有地に仮埋めして順次火葬する予定であったが、内陸部の火葬場を借りて仮埋めせずに済んだ。現在、身元不明の遺体は5~6体
- ・ 国・県の役割分担が機能せず、市がイニシアティブをとって県に要望した
- ・ 仮設住宅は、4月当初、プレハブ建設協会に委託していたが、その後、入札により業者を決めた。
- ・ 生活弱者の入居を優先してしまうと、弱者のみのコミュニティーになってしまう
- ・ がれき撤去は、年度内に終わる予定。ただし、最終処理にはまだまだ時間がかかる
- ・ 太平洋セメントで焼却処理。金属は別。がれきの塩分がネックに、焼却炉が傷む
- ・ 岩手県では、大船渡市と釜石市が独自でがれきを処理。その他の自治体は県に委託
- ・ 県防災計画は今年度改定する予定。大船渡市は今年度暫定的な改定
- ・ 市の復興計画は9月策定に向けて準備中
- ・ 津波による被害が多数(被害状況が明確)であったため被害程度認定調査(罹災証明)の業務量は少なかった

③ 板橋区応援職員派遣現場の視察

ア 8月22日：市役所都市計画課、職員2人

業務内容：パソコン入力業務

イ 8月22日：大船渡南地区がれき処理現場、職員1人

24日：赤崎北地区がれき処理現場、職員1人

業務内容：現場監督および地権者対応

4 がれき処理の進捗状況

地区名	ブロック名	被災面積 (ha)	5月10日時点		5月25日時点		6月10日時点		6月23日時点		7月7日時点		7月21日時点	
			撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)
盛	盛	65.5	5.0	8.0	8.4	13.0	17.5	27.0	47.1	72.0	49.8	76.0	52.0	79.0
大船渡	大船渡北・1	191.6	16.7	9.0	35.5	19.0	80.0	42.0	90.6	47.0	103.9	54.0	111.6	58.0
	大船渡北・2													
	大船渡南													
末崎	末崎北	100.2	6.9	7.0	17.0	17.0	21.6	22.0	30.0	30.0	40.5	40.0	50.3	50.0
	末崎南													
赤崎	赤崎北	195.3	12.2	6.0	19.0	10.0	53.9	28.0	68.7	35.0	80.8	41.0	88.9	46.0
	赤崎南													
綾里	綾里	64.1	25.4	40.0	40.7	64.0	52.0	81.0	57.0	89.0	57.5	90.0	59.0	92.0
越喜来	越喜来	95.7	75.0	78.0	80.0	84.0	84.0	88.0	85.0	89.0	86.0	90.0	87.0	91.0
吉浜	吉浜	52.7	42.2	80.0	44.7	85.0	47.0	89.0	48.0	91.0	50.0	95.0	51.5	98.0
合計		765.1	183.4	24.0	245.3	32.0	356.0	47.0	426.5	56.0	468.5	61.0	500.3	65.0

23

地区名	ブロック名	被災面積 (ha)	8月11日時点		9月10日時点		10月11日時点		11月10日時点		12月5日時点	
			撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)	撤去面積 (ha)	撤去率 (%)
盛	盛	65.5	52.8	81.0	64.3	98.0	64.3	98.0	64.3	98.0	64.7	99.0
大船渡	大船渡北・1	191.6	115.2	60.0	120.5	63.0	131.6	69.0	140.1	73.0	151.4	79.0
	大船渡北・2											
	大船渡南											
末崎	末崎北	100.2	55.7	56.0	74.4	74.0	85.9	86.0	90.2	90.0	94.8	95.0
	末崎南											
赤崎	赤崎北	195.3	114.3	59.0	152.2	78.0	173.5	89.0	187.4	96.0	189.2	97.0
	赤崎南											
綾里	綾里	64.1	61.0	95.0	61.1	95.0	61.1	95.0	61.1	95.0	61.6	96.0
越喜来	越喜来	95.7	88.0	92.0	89.0	93.0	89.1	93.0	89.5	94.0	90.5	95.0
吉浜	吉浜	52.7	51.5	98.0	52.0	99.0	52.0	99.0	52.0	99.0	52.7	100
合計		765.1	538.5	70.0	613.5	80.0	657.5	86.0	684.6	89.0	704.9	92.0

第 8 放射性物質汚染

1 乳児の水道水飲用制限による安全対策

3月23日、東京都金町浄水場で採取した浄水(水道水)から、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超える濃度の放射性ヨウ素が測定されたことにより、東京都は乳児の水道水の摂取制限を発表した。(翌日には放射能測定結果が低下)

3月24日～25日、東京都より保管依頼を受けた飲料水を、5健康福祉センターで乳児一人あたり 550ml 程度のペットボトル3本を配布した。

(配布実績:対象 4,324 人中 3,077 人へ 9,231 本配付)

4月6日、水道水を摂取制限した場合に備え、山形県最上町より提供を受けた飲料水を5健康福祉センター及び17地域センターへ搬入し備蓄。

4月26日～28日、大型連休時に水道水の摂取制限が発生した場合に備え、5健康福祉センター及び17地域センターで乳児一人あたり 500ml 程度のペットボトル6本(2日分)を配布した。また同時に、日ごろからの水道水のくみ置きによる飲料水の確保を呼びかけた。

(配布実績:対象 4,324 人中 2,517 人へ 15,102 本配付)

※飲料水の受領等実績

- ・ 3月24日～25日、東京都のペットボトル飲用水 13,728 リットルの保管依頼を受諾した
- ・ 3月25日、株式会社アイザワより 1,224 リットル、株式会社ジャパンビバレッジ東京より120 リットル、計 1,344 リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 3月26日、福井県大野市より 3,180 リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 3月29日、山形県最上町より 600 リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 4月 6日、山形県最上町より 10,005 リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた
- ・ 4月19日、大塚食品株式会社より 1,500 リットルのペットボトル飲用水の提供を受けた

2 区の放射線量別対応

区内において、地上 1メートルの高さで毎時 1 マイクロシーベルト(子どもが使用する区施設にあつては、地上 1メートルの高さで毎時 0.23 マイクロシーベルト)以上の空間放射線量が測定された場合は、次のように対応する。

- (1) 再度詳細な測定を行い、地上 1メートルでの空間放射線量を記録する。
- (2) 側溝の泥の除去、落葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシングなどの簡易な除染を行う。(毎時 1 マイクロシーベルト以上の空間放射線量が計測された場合は国や都と連携して対応)
- (3) 地上 1メートルで毎時 1 マイクロシーベルト以上の空間放射線量が私有地で測定されたと通報があった場合は、個人情報に留意し、土地所有者の了解を得ながら対応を行う。
- (4) 区ホームページ等で公表する。

(参考)放射線量別対応一覧(単位:マイクロシーベルト/時、高さ1メートル)

区分	1.00(※1)以上	1.00 未満 0.23 以上	0.23 未満	備考
区内全般	測定・除染・国への連絡	—	—	
子どもが使用する区施設	測定・除染	—	—	

※1 国の基準では、周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上高い場所としているが、板橋区においては、周辺の放射線量率が毎時 0.1 マイクロシーベルト以下であるので、便宜的に、毎時 1 マイクロシーベルトの空間線量率を用いる。

※ 区における空間放射線量の目安の算出方法

国際放射線防護委員会(ICRP)勧告における平常時の被ばく量の目安は、年間 1000 マイクロシーベルト。これを 1 時間当りに換算すると、毎時 0.23 マイクロシーベルトになる。

※算出の条件

- ・ 1 日のうち屋外に 8 時間・屋内(遮蔽効果 0.4 倍)に 16 時間滞在すると仮定
- ・ 平常時の自然放射線量を毎時 0.04 マイクロシーベルトとする。
年間 1000 マイクロシーベルト ÷ 365 日 ÷ (8 時間 + 16 時間 × 0.4) + 毎時 0.04 マイクロシーベルト ÷ 毎時 0.2303 マイクロシーベルト

3 これまでの測定結果と今後の対応

(1) 公共的施設の空間放射線量測定

区では 6 月から、板橋区役所正門玄関付近の屋外で、平日 1 回地表から 1 メートルの高さで放射線量の定点測定を行っている。また、子どもの安心・安全をより確かなものとするために、保育園、幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの園庭や砂場での放射線量の測定を行い、順次ホームページなどで公表している。これまでの測定結果はいずれも毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回っている。

(2) その他の測定

7 月から、区内農産物中の放射性物質検査結果について公表し、10 月には、区立小・中学校などの給食で使用している食材の産地および放射性物質検査の結果について公表した。

4 空間放射線量を測定する機器(簡易型)の貸し出し

板橋区内全域の放射線量は、文部科学省「放射線量等分布マップ拡大サイト」によると、一番低いレベルである毎時 0.1 マイクロシーベルト以下となっており、健康に影響を及ぼすようなレベルではない。しかし、区では、自分自身で自宅などの身近な場所の放射線量を測定することが不安解消につながると考え、12 月から放射線量を測定する機器を貸し出している。

(1) 貸出概要

一日単位(祝日・年末年始を除く月曜～金曜の 9 時～16 時 30 分)。同一世帯・同一団体につき 1 台。1 か月 1 回のみ貸し出す。

(2) 貸出機器

シンチレーション式サーベイメータ(5 台)

(3) 対象

区内在住の方・区内の団体

5 給食食材の放射性物質に関する基本的考え方と当面の対策

(1) 基本的考え方

食品中の放射性物質に関しては、厚生労働省において暫定規制値が定められ、生産地における出荷前検査や都道府県の流通段階における検査などに基づき、出荷制限や摂取制限などの措置が執られている。さらに厚生労働省においてはこの暫定規制値の見直しが

進められており、より厳しい基準案をまとめたところである。

本区の給食においては制限品目を使用していないことから、本来であれば区が改めて食品の放射性物質に関する検査を行う状況ではないと考えているが、国における新たな基準値の設定を踏まえ、区民、とりわけ子どもを持つ保護者の不安を解消し、安心を確保するため、区立小中学校、保育園、福祉園において子どもに提供する給食について、区として合理的な範囲において放射性物質への対策を実施する。

なお現在、国において暫定規制値に代わる基準案の施行に向けて検討が進められている状況から、区として当面の対策を定めることとし、食材に関する検査体制や検査方法などについて引き続き検討を行い、国の方針が明らかになった際には、板橋区としての対策を決定する。

(2) 当面の対応

- ・ 主要生鮮食品の産地公表

区立保育園及び小中学校で実施している給食の主要生鮮食品の産地公表を引き続き行う。

- ・ 食材のサンプル検査の実施

検査方法のうち、給食調理前のいわゆる事前検査に関しては、生鮮食品は給食当日の納品であり調理までの時間的制約から、国の動向にも注視しながら、検査精度、測定器の種類、検査手法などについて引き続き検討課題とする。

したがって、これまでと同様に民間検査機関への委託によるサンプル検査を1月早々に実施する。また継続的な検査の実施に向け、暫定規制値に代わる基準案の施行状況にも配慮しつつ、適切な検査回数・周期について引き続き検討を進める。

検査品目は、学校では全校統一的に調達しており、幼児・児童・生徒の摂取量が多い米と牛乳を新たに加え、献立上の出現頻度の高い食材や検査要望の多い食材などを中心に行う。

また幼児・児童・生徒の内部被ばくを確認するため、給食一食分の全量検査を新たに実施する。

検査結果については、区のホームページ等で公表する。

検査の結果、基準案を超える数値が検出された場合は、当該食材と同品目・同産地の食材の使用を直ちに中止し、国、都及び庁内関連部署と連携し、適切な対応を行うこととする。また給食一食分全量検査の場合は、原因食材特定のため再検査を行う。

- ・ 被ばくを理由に給食に替えて弁当持参の申し出への対応

学校給食については、学校給食実施基準(平成21年文部科学省告示第61号)において「学校給食は、当該学校に在籍するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする(第1条)」とされている。

保護者の申し出に対しては給食の食育上の意義や教育上の効果、また給食食材の安全性、放射性物質検査の結果などについて十分に説明し、具体的に相談に応じた上で、個別に対応を図ることとする。

保育園や福祉園の給食においても学校給食に準じて、個別に相談に応じ対応を図るものとする。